

週休2日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

1 方針

週休2日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で4週8休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

受注者希望型及び受注者希望型（交替制）の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休2日に取り組むため、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況にかかわらず工事成績評定の減点を行わない。

2 評価方法

(1) 監督員の2.施工状況「II.工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が4週8休以上で完全週休2日の場合(次の2項目を評価)

- ・「適切な休日の確保を行っている。」
- ・「その他(完全週休2日を実施している。)」

② 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が4週8休以上の場合(次の1項目を評価)

- ・「適切な休日の確保を行っている。」

(2) 監督員の5.創意工夫において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が4週8休以上の場合

- ・「その他(週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。)」

※ 週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 総括監督員の2.施工状況「II.工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が4週8休以上の場合

- ・「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」
- ・「その他（現場閉所（交替制）による週休2日（4週8休以上）を行った。）」

※ 週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとする。